

## 独立行政法人海洋研究開発機構の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については機構の役員報酬規程に基づき支給している。  
このうち、期末特別手当については「文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる」としており、平成21年度においては当該規定に基づき平成20年度の業績評価を反映している。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告に準拠し、平成21年12月より本給を0.3%引き下げた。また、12月期末特別手当で支給月数を1.75から1.65に引き下げるとともに、4月からの民間格差解消のため減額調整を行った。
理事	人事院勧告に準拠し、平成21年12月より本給を0.3%引き下げた。また、12月期末特別手当で支給月数を1.75から1.65に引き下げるとともに、4月からの民間格差解消のため減額調整を行った。
理事(非常勤)	該当なし
監事	人事院勧告に準拠し、平成21年12月より本給を0.3%引き下げた。また、12月期末特別手当で支給月数を1.75から1.65に引き下げるとともに、4月からの民間格差解消のため減額調整を行った。
監事(非常勤)	平成21年12月より本給を0.3%引き下げた。

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,308	千円 12,180	千円 4,910	千円 1,218 (特別地域手当)			*
A理事	千円 13,665	千円 9,924	千円 2,683	千円 65 (通勤手当) 992 (特別地域手当)	4月1日		※
B理事	千円 15,158	千円 9,924	千円 4,000	千円 242 (通勤手当) 992 (特別地域手当)		3月31日	*
C理事	千円 15,166	千円 9,924	千円 4,000	千円 249 (通勤手当) 992 (特別地域手当)			※
A監事	千円 12,979	千円 8,512	千円 3,431	千円 184 (通勤手当) 851 (特別地域手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 1,186	千円 1,186	千円 0	千円 0 ( )		3月31日	

注1:「特別地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円以下の切り捨てのため、総額が内訳の合計と合わない場合がある。

## 3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円 7,216	年 月 5 6	H21.3.31	1.0	20年度に支給された業績勘案率導入以前分696千円と21年度に評価委員会による業績評価の結果に基づいた業績勘案率により支給された退職手当6,520千円の総額	※
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

業務運営の効率的、効果的推進のために、優秀な人材の確保、適切な配置及び資質の向上を目指し、各事業の遂行に必要とされる人員配置計画を定め、適切な職員の配置を行い、人件費の管理を行っている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

中期計画に定める人件費の算定ルールによる算出される総額を踏まえ、業務の実績を考慮し、かつ社会一般の情勢に適合したものとなるよう定める。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績は人事評価によって判定し、特別昇給及び昇格に伴う号給への反映等を実施しているところである。平成20年度より、勤務成績の給与への反映の度合いを高めることを目的とした人事評価制度を導入し、評価結果を昇給及び期末手当に反映する制度の運用を開始した。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給	課長代理級以上職員については、業績評価に応じて昇給号数を6～2号の間で決定し、その他の職員については、成績優秀者に対して最大4号の昇給を行う。
期末手当	業績評価に応じて、支給割合を決定する。

#### ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・非管理職員の期末手当を年0.15月削減。
- ・平成21年7月よりそれまでの本給表は本給表Aとして、研究職、技術研究職に国家公務員研究職に準拠した本給表Bを新設。それに伴い、研究手当を廃止し、研究員調整手当を新設した。
- ・平成21年7月より船員手当と役職手当の併給調整措置の廃止。
- ・平成21年7月より役職手当の支給水準の見直しを行った。
- ・平成21年7月より任期制基幹職に対する扶養手当の新設。
- ・平成21年12月より人事院勧告に準拠し、本給表を引き下げ、また、自宅に係る住居手当を廃止。
- ・12月期末手当にて4月からの民間較差解消のため減額調整を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 242	歳 42.7	千円 7,566	千円 5,522	千円 80	千円 2,044
事務・技術	人 141	歳 41.7	千円 7,289	千円 5,302	千円 95	千円 1,987
研究職種	人 58	歳 43.5	千円 8,186	千円 5,982	千円 104	千円 2,204
船員職種	人 43	歳 45.2	千円 7,641	千円 5,627	千円 0	千円 2,014
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

注:医療職種、教育職種について表示を省略している。

また、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員がいないため記載を省略した。

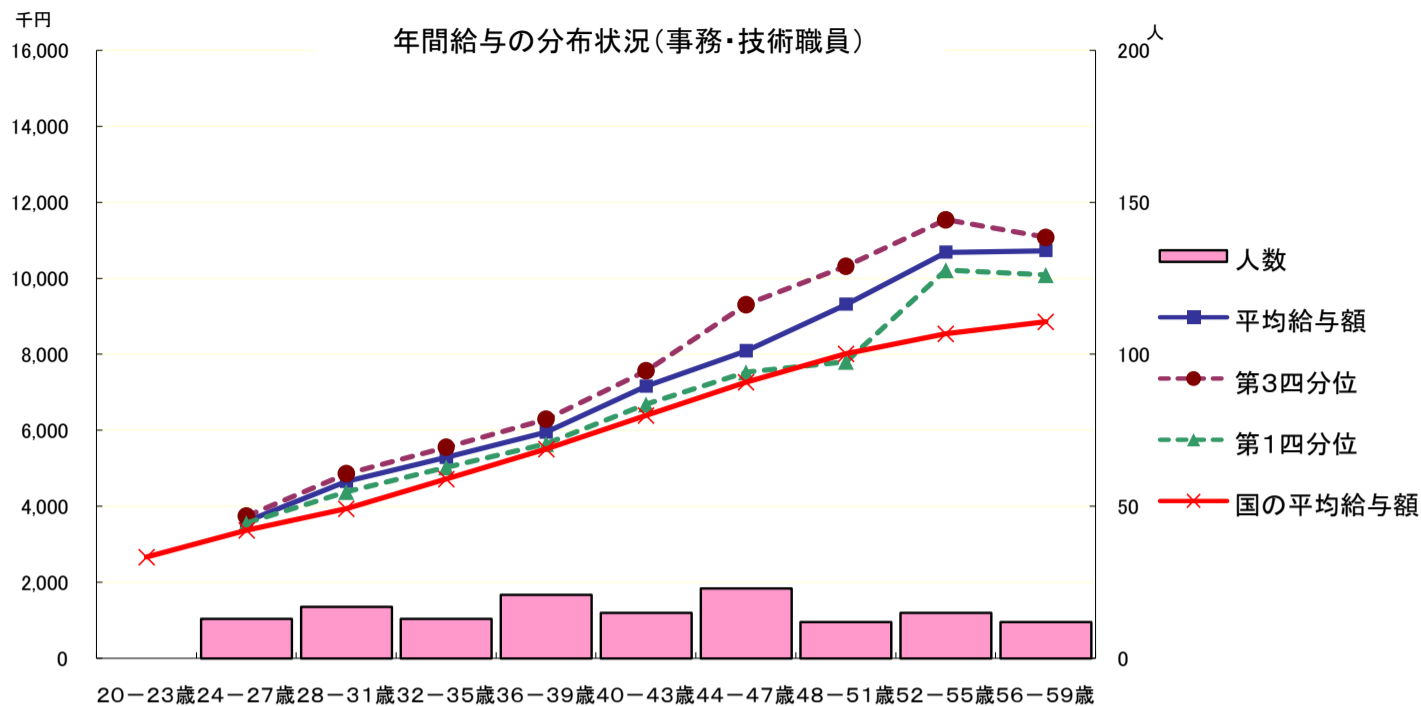
## (年俸制職員)

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
在外職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	499	39.8	6,031	5,972	105	59
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	106	41.6	6,239	6,239	122	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	266	39	7,018	7,018	91	0
船員職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当なし					
ポストク研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	31.9	5,097	5,097	71	0
スタッフアシスタント	人	歳	千円	千円	千円	千円
	91	41	2,671	2,671	113	0
出向職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	11	48	10,073	7,406	293	2,667
再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	16	61.9	10,980	10,980	107	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	9	62.2	8,324	8,324	136	0
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	61.6	14,394	14,394	71	0

注: 医療職種、教育職種について表示を省略している。また、常勤職員及び非常勤職員がないため記載を省略した。

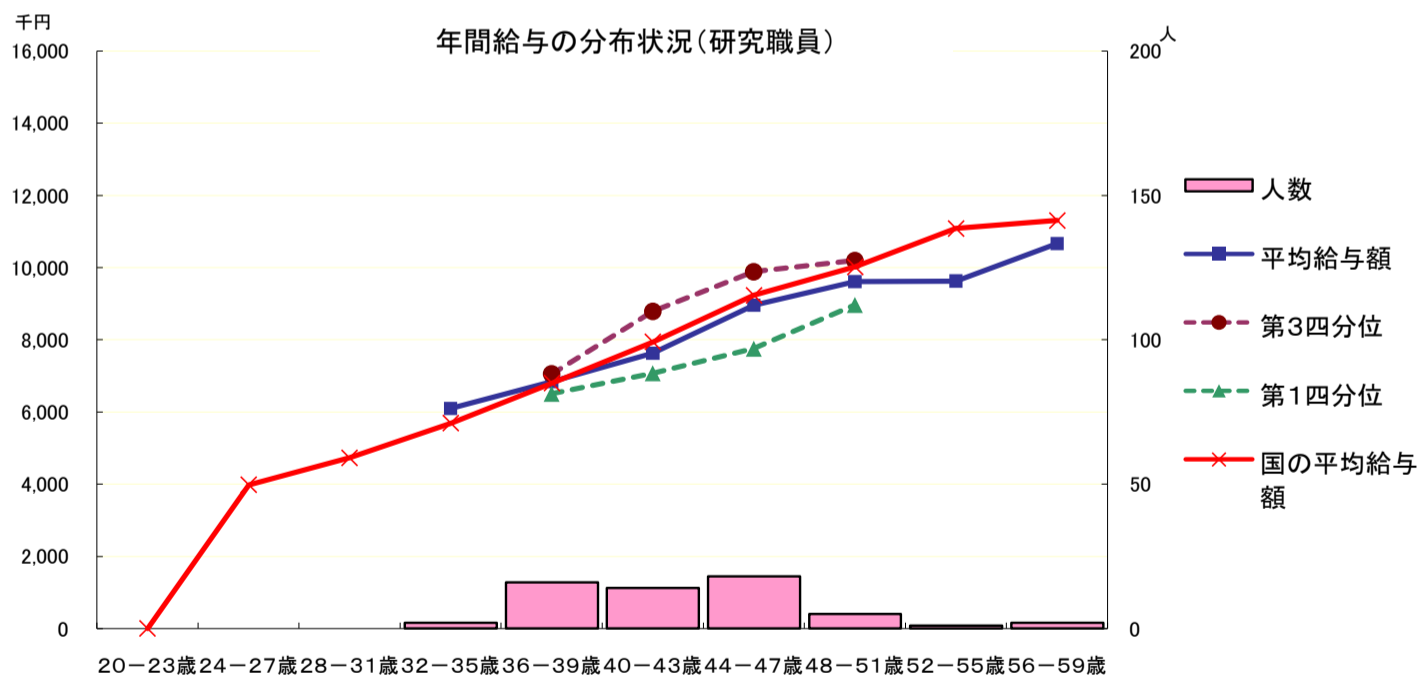
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部部長	10	54.8	11,110	11,953	11,513	11,953	11,953
本部課長	33	52.3	9,652	10,592	10,029	10,592	10,592
本部課長補佐	30	43.9	7,183	7,801	7,448	7,801	7,801
本部係長	54	35.4	4,881	6,070	5,440	6,070	6,070
本部係員	14	26.6	3,559	3,743	3,647	3,743	3,743



注:32-35歳、52-55歳、56-59歳の職員については4名以下のため、第1・第3分位を表示しない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部研究部長	1						
本部研究課長	17	48.1	8,967	10,195	9,744	10,195	10,195
本部研究課長補佐	11	43.9	7,291	8,827	8,083	8,827	8,827
本部主任研究員	23	40.8	6,790	7,343	7,213	7,343	7,343
本部研究員	6	38.0	6,160	6,577	6,356	6,577	6,577

注:該当者が1名の場合については、本人が特定されるため表示しない。

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		統括	主幹	副主幹	主任	副主任	主事	副主事
人員 (割合)	141	10 (7.1%)	33 (23.4%)	30 (21.3%)	30 (21.3%)	24 (17.0%)	14 (9.9%)	該当なし
年齢(最高～最低)		59 ～ 51	58 ～ 45	52 ～ 39	51 ～ 31	36 ～ 28	28 ～ 24	～
所定内給与年額(最高～最低)		8,623 ～ 7,412	8,252 ～ 5,819	6,316 ～ 4,662	4,975 ～ 3,851	4,085 ～ 3,052	3,120 ～ 2,510	～
年間給与額(最高～最低)		12,417 ～ 10,459	11,543 ～ 7,803	8,271 ～ 6,343	6,751 ～ 5,256	5,557 ～ 4,102	4,198 ～ 3,374	～

(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		上席研究員	主任研究員	主任研究員	研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	58	該当なし ( )%	18 (31.0%)	15 (25.9%)	22 (37.9%)	3 (5.2%)	該当なし ( )%
年齢(最高～最低)		～	58 ～ 43	47 ～ 39	45 ～ 35	37 ～ 34	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	7,944 ～ 6,019	6,779 ～ 4,827	5,520 ～ 4,487	4,621 ～ 4,536	～
年間給与額(最高～最低)		～	11,188 ～ 8,335	9,531 ～ 6,546	7,440 ～ 6,118	6,274 ～ 6,082	～

注：研究職は6級が最上級となっている。

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 70	% 70	% 70
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30	% 30	% 30
	最高～最低	% 45～15	% 45～15	% 45～15
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 70	% 70	% 70
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30	% 30	% 30
	最高～最低	% 33.6～25.5	% 33.6～25.5	% 33.6～25.5

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 70	% 70	% 70
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30	% 30	% 30
	最高～最低	% 45～15	% 45～15	% 45～15
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 70	% 70	% 70
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 30	% 30	% 30
	最高～最低	% 33.6～25.5	% 33.6～25.5	% 33.6～25.5

- ⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)  
(ただし、在外職員、任期付職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

115.0

対他法人

108.3

(研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.4

対他法人

96.9

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」  
においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給  
与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出している。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	<p>対国家公務員 115.0</p> <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 117.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 110.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 115.9</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 117.5		学歴勘案 110.4		地域・学歴勘案 115.9
参考	地域勘案 117.5						
	学歴勘案 110.4						
	地域・学歴勘案 115.9						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>1. 当機構は、地球環境変動研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物圏研究及びシミュレーションに関する研究の他、海洋に関する基盤技術開発において世界のトップレベルをリードする、極めて高度な知識を有する研究者を有しており、事務組織においてはこれらの研究者と一体となり高度の業務を迅速かつ的確に遂行するため、企画立案力、折衝力及び国際調整力等の優れた能力の他、当機構の実施する研究内容及び海務に関する専門的知識を有する人材を必要としている。このため、学歴が大卒以上(特に理工系修士課程修了者)の者を中心に採用しており、国と比較して大卒以上の比率が非常に高い。</p> <p>大学卒以上である職員の割合：          ・国家公務員(行政職(一)適用者):50.0%(うち修士以上卒:4.4%)*          ・海洋研究開発機構:92.2%(うち修士以上卒:39.7%)          *:国家公務員給与の概要(平成22年4月)による</p> <p>2. 当機構は、研究者の流動性を維持し世界最先端の研究水準を維持するために研究者の多くを任期制職員として雇用しているとともに、研究遂行上必要とされる色々の役割と業態に対応するべく複数の雇用形態を併用した人員体制を採っており、多様な人員の管理に係る綿密な業務については各研究組織に事務部門をおき、研究推進に係る事務管理を一手に担う体制を採っている。また、当機構においては8隻に及ぶ船舶の運航管理及び勤務形態の複雑な船員の人員管理を行う事務組織が不可欠である。当機構においては経営企画室、総務部、経理部等といった管理部門と、研究推進部門及び船舶運航部門とが密に連携して迅速に判断を下し、高度な業務を遂行する必要があるため、各事務組織において多くの管理職員を必要としている。これらの組織においては業務の効率化を推進した結果、常勤職員においてはより担当業務が高度化する傾向にあり、その結果として国家公務員に比較して管理職員の割合が高くなっている。</p> <p>管理職員の割合          ・国家公務員:16.9%(平成21年国家公務員給与等実態調査結果における行政職(一)俸給の特別調整額支給者の割合)          ・海洋研究開発機構:30.5%</p>						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】          支出予算に占める国からの財政支出の割合 85.4%          支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合14.3%          (国からの財政支出額 39,120,513,000円、支出総額 45,802,146,000円:平成21年度予算)</p> <p>【検証結果】          海洋は地球環境の変化に大きく関連し、地球上のすべての生命維持のために必要不可欠なものである。海洋に関する科学的な知見の充実が重要であり、地球温暖化や巨大海溝型地震・津波への対応、海洋鉱物資源の開発等、政策課題対応型の研究開発が必要とされており、海洋研究の次世代を担う人材育成の重要性が指摘されている。国家基幹期間技術を始めとする海洋に関する基盤的な技術開発力や海洋科学技術に関する基礎的な研究開発力を着実に強化し、推進することが必要となる。これらの事業の性格が国からの財政支出を受けている理由である。このような国家プロジェクトの研究開発の実施のために、高度な専門知識と業務遂行能力を維持するため現在の給与水準となっている。</p>						
	<p>【累積欠損額について】          累積欠損額 なし(平成20年度決算)</p> <p>【検証結果】          該当なし</p>						
講ずる措置	<p>①平成22年度に見込まれる対国家公務員指数          年齢:116.4未満          年齢・地域・学歴:115.3未満</p> <p>②講ずる措置          非管理職に対する期末手当支給月数を平成19年度と比較して0.3月削減するとともに、管理職については役職手当の給付水準を改めるなど、職員給与の適切な水準の確保に努める。</p> <p>③給与水準の目標及び期限          目標:①に同じ          期限:平成22年度に係る指数において達成を期限とする。</p>						



### Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成17年 度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,532,991	6,531,606	1,385	0.02	△ 467,585	△ 6.68
退職手当支給額 (B)	188,699	259,527	△ 70,828	△ 27.29	1,845	0.99
非常勤役職員等給与 (C)	834,964	844,035	△ 9,071	△ 1.07	607,411	266.93
福利厚生費 (D)	1,544,930	1,564,140	△ 19,210	△ 1.23	57,761	3.88
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,101,584	9,199,308	△ 97,724	△ 1.06	199,432	2.24

#### 総人件費について参考となる事項

##### ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

区分	対前年度比
給与、報酬等支給総額	0.02%
最広義人件費	△1.06%

##### ○人件費の増減分析

給与、報酬等支給総額はほぼ前年度並みの金額となった。  
 退職手当の支給額は、定年退職者の減少のため70,828千円の減額となった。  
 非常勤役職員等給与は、派遣職員の減少により9,071千円の減額となった。  
 福利厚生費は、社会保険料が財務処理上昨年13か月分だったため、減少したようになっている。  
 以上から、最広義人件費としては前年に比べ97,723千円の減額となった。

##### ②人件費削減の取組の状況

##### ○中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、職員の給与については、その合理性について検証を行い、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。理事長の報酬については、同計画を踏まえ、各府省事務次官の給与の範囲内とする。

○中期計画において設定した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度と比較し5%以上削減するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取り組みを平成23年度まで継続する。但し、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。

- ・競争的研究資金または受託研究もしくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期制職員
- ・国からの委託費または補助金により雇用される任期制研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期制研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者および若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)

また、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分についても削減対象から除く。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,802,460	5,288,253	4,714,984	4,619,165	4,513,638
人件費削減率 (%)		△ 8.9	△ 18.7	△ 20.4	△ 22.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 8.9	△ 19.4	△ 21.1	△ 20.5

注1:「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%である。

注2:競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額とが異なることとなる。

注3:注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総額人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費は、基準年度(平成17年度)7,000,576千円、平成18年度6,906,403千円及び平成19年度6,447,118千円であった。

注4:「基準年度(平成17年度)」の「給与、報酬等支給総額(千円)」欄の値「5,802,460千円」については、平成17年度実績値を表記しているが、中期計画における平成17年度の基準値は予算値にて作成した「5,868,323千円」となっている。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。